

被疑者取調べ監督実施要領の制定について

(平成21年3月24日)

(栃総第1号・栃刑総第7号)

被疑者取調べの監督については、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）により、平成21年4月1日から施行されるが、別添のとおり被疑者取調べ監督実施要領を定めたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

被疑者取調べ監督実施要領

第1 趣旨

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

第2 留意事項

被疑者取調べの監督に当たっては、適正化規則第2条第3項の趣旨を踏まえ、必要な限度を超えて、取調べを行う警察官（以下「取調べ警察官」という。）その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないように注意しなければならない。

第3 体制等

1 取調べ監督室の業務

警務部総務課取調べ監督室（以下「取調べ監督室」という。）は、被疑者取調べの監督の実施に当たり、関係部門と連携しつつ、取調べ監督の実施、必要な指導教養等を行うとともに、適時に検証を行い、適正化規則の円滑かつ適切な施行を図るものとする。

2 取調べ監督官の指名

取調べ監督官は、栃木県警察の組織の細目に関する訓令（平成9年栃木県警察本部訓令乙第3号）に定める者とする。

3 取調べ監督補助者の指名

(1) 警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長は、取調べ監督官の業務を補助させる者（以下「取調べ監督補助者」という。）を指名する。この場合、実情に応じて複数の者を指名することも差し支えないが、適正化規則第4条第3項の趣旨に反するとの謗りを受けることのないよう配慮すること。

ア 本部長は、取調べ監督室の係長並びに地域部機動警察隊、地域部地域課鉄道警察隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の勤務員のうち警部補以上の階級にある者を取調べ監督補助者に指名する。

イ 警察署長は、警察署の取調べ監督補助者を指名する。

警察署の取調べ監督補助者は、原則として警務係長を指名することとし、実情

に応じて警務部門の警部補以上の階級にある者を指名しても差し支えない。

- (2) 警察署長は、警察署の当直時間帯における取調べ監督の業務を補助させるため、当直責任者を取調べ監督補助者に指名することができるものとする。

この場合の取調べ監督補助者は、当直主任及び当直副主任のほか犯罪捜査を担当する者以外の者で警察署長が指名した者とする。ただし、当直時間帯においても、被疑者取調べ監督の責任者は取調べ監督官であることから、取調べ監督補助者は、当直時間帯の終了後速やかに取調べ監督官に業務を引き継ぐこと。

- (3) 警察署長は、取調べ監督官・取調べ監督補助者指名簿（別記様式第1号）を備付け、指名した都度、作成し、取調べ監督室まで報告すること。

第4 実施要領

取調べ監督業務は、次に掲げる事項に留意しつつ実施すること。

1 取調べ警察官等の報告要領

- (1) 取調べ警察官及び取調べ補助者（以下「取調べ警察官等」という。）は、取調べ室（これに準じる場所を含む。）において被疑者取調べを行う場合には、その旨を速やかに捜査主任官に報告した後、取調べ監督管理システム（以下「管理システム」という。）により取調べの予定に関する必要事項を入力すること。
- (2) 取調べ警察官等は、他所属において被疑者取調べを行う場合には、自署の捜査主任官に報告した後、当該取調べを行う取調べ室の所管課長に承認を得た上で、管理システムにより取調べの予定に関する必要事項を入力すること。
- (3) 取調べ警察官等は、取調べを終了した場合には、速やかに、取調べ状況報告書を管理システムにより作成した後、取調べ監督官、捜査主任官及び取調べ監督室長に送信すること。

なお、取調べ状況報告書を管理システムにより作成、送信できなかつた場合には、捜査主任官が取調べ状況報告書の記載内容を確認し、所属長まで決裁を受けた後、取調べ監督官に当該取調べ状況報告書の写しを交付すること。取調べ監督官は、当該取調べ状況報告書を受領後、同報告書をファックス等により取調べ監督室長に送付すること。

- (4) 取調べ警察官等は、微罪処分、交通切符適用事件等で取調べ状況報告書を作成する必要のない取調べを行った場合には、管理システムの予約情報入力画面の備忘欄にその事由を記載すること。
- (5) 取調べ警察官等は、被疑者取調べを予定していたが業務の都合等により急遽取調べを取り止めた場合には、速やかに管理システムの予約状況表画面の取調べ予定を取り消すこと。

2 取調べ監督業務

- (1) 取調べ監督官は、自所属における管理システム専用端末を管理すること。
- (2) 取調べ監督官及び取調べ監督補助者（以下「取調べ監督官等」という。）は、取調べ警察官等の取調べ予定を管理システムにより、適時、把握すること。
- (3) 取調べ監督官等は、取調べ室の外部からの視認、犯罪事件受理（指揮）簿（栃木県警察犯罪捜査規程の改正に伴う捜査書類様式の制定について（平成12年9月18日付け例規通達様式第1号））、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範（昭和32年

国家公安委員会規則第2号別記様式第16号))等の閲覧を行うほか、下記3による被疑者取調べに関する苦情の通知を受けること等により、被疑者取調べの状況を確認する。この場合、次の点に留意すること。

ア 取調べ監督官等が、上記(3)の視認を行うに当たっては、被疑者取調べ監督制度の趣旨を踏まえ、毎日同じ時間帯に視認を実施するなどのないよう、適切な運用に努めること。

イ 取調べ監督官等は、他の警察署等で捜査中の事件に係る被疑者の取調べが、自署の取調べ室で行われる場合、当該被疑者取調べに係る事件指揮簿、取調べ状況報告書等の閲覧を行うに当たり、当該他の警察署等の取調べ監督官等と緊密に連絡し、関係書類の写しの送付を受けたり、データを共有するなどして、当該被疑者取調べの状況を確認すること。

なお、この場合には、捜査主任官においても、当該取調べ室のある警察署に置かれる取調べ監督官に対して必要な書類の送付やデータの送信を行うよう配慮すること。

(4) 取調べ監督官等は、上記(3)の確認を行った場合において、適正化規則第3条第1項第2号及び第2項に規定する監督対象行為(以下単に「監督対象行為」という。)に該当するか否か判然とせず、捜査主任官に所要の業務上の指導等を促すことが適当であると判断した場合等には、捜査主任官に当該確認の結果を通知するとともに、その旨を管理システムの被疑者取調べ監督管理簿(別記様式第2号)及び確認結果等記録簿(別記様式第3号)に入力し、所属長まで報告すること。

なお、確認等により監督対象行為が認められなかった場合においても、その旨を管理システムの被疑者取調べ監督管理簿に入力し、記録しておくこと。

(5) 取調べ監督官等は、上記(3)の確認を行った際、現に監督対象行為を認めた場合には、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定による措置を講じるとともに、所属長(警察本部に置かれる取調べ室に係る取調べ監督官等にあつては警務部総務課長)まで報告した上、当該措置の内容について取調べ監督室を通じて警察本部長まで報告すること。

なお、捜査主任官においても、同様に、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定に相当する措置を講ずること。

(6) 巡察官は、適正化規則第8条に規定する職務を行う。また、巡察は管轄区内の取調べ室について、原則として1か月に1回以上行い、その結果を巡察日誌(別記様式第4号)に記載して総務課長まで報告すること。

3 苦情の通知

(1) 適正化規則第7条に規定する苦情の通知は、あくまでも被疑者取調べに係る苦情が被疑者取調べの監督に資するものであることを前提としたものであり、警察法(昭和29年法律第162号)第79条第1項に規定する苦情の処理その他同項に規定する苦情以外の苦情処理の在り方に変更を及ぼすものではない。したがって、警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、栃木県警察苦情処理に関する訓令(平成13年栃木県警察本部訓令第13号)により、適切に処理すること。

(2) 捜査員が被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは捜査主任官に、留置業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときはその上位の職にある警察職員に、それぞれ報告すること。報告を受けた捜査主任官、留置主任官及びその他上位の職にある警察職員は、速やかに、自所属に置かれている取調べ監督官にその旨及びその内容を通知し、また、当該通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が自所属以外の所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、当該所属に置かれている取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知すること。

(3) 取調べ監督官は、上記(2)の通知を受けた場合において、当該通知が自所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、速やかにその旨及びその内容を取調べ監督室に報告すること。

なお、被疑者取調べの監督は、被疑者取調べについての苦情の処理にも資するものであることから、取調べ監督室は、警務部総務課、警務部県民広報相談課その他苦情を担当する部署（以下「苦情担当部署」という。）及び苦情処理を担当する部署と緊密に連携すること。

(4) 被疑者取調べについて苦情の申出を受けた場合の一般的な事務手続は、次のとおりである。なお、規律違反行為に該当するおそれがあると認める場合には、警務部監察課（以下「監察課」という。）に速報することを始め、随時、監察課と緊密に連携を図ること。

ア 警察職員が、被疑者取調べに係る苦情の申出を受けたときは、所定の手続を経て、警察本部及び警察署における苦情担当部署がその旨及び内容を把握する。

イ 苦情担当部署は、当該苦情処理を担当する部署を指定して、事実関係の確認を行うよう連絡する。

ウ 連絡を受けた苦情処理を担当する部署は、取調べ警察官からの聴取など、事実関係の確認を行うとともに、当該苦情担当部署に対して、随時報告し、所要の指導等を受ける。

エ 苦情担当部署は、アと並行して取調べ監督室に対して苦情の申出を受けた旨の通知を行う。

オ 苦情処理を担当する部署は、ウの結果を取調べ監督室に報告するとともに、必要に応じて苦情の対象となった行為が監督対象行為に該当するか否かなどについて意見を付す。

カ 取調べ監督室においては、エ及びオを踏まえ、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、適正化規則第10条に基づく調査を行う。この場合、ウの確認結果を活用する。

キ 取調べ監督室は、苦情担当部署と調整の上、調査結果報告書を作成し、苦情担当部署及び苦情処理を担当する部署に送付する。この場合において、当該行為が規律違反行為に該当するおそれがあると認められるときは、監察課にも調査結果報告書を送付するなど、緊密な連携を図る。

ク 苦情担当部署又は苦情処理を担当する部署は、苦情処理の所定の手続に従い、事実関係の有無等について苦情の申出者に対する通知を行う。

4 調査

本部長は、被疑者取調べについての苦情、警察署等からの報告等から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があるときは、取調べ調査官に当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせる。この場合、取調べ調査官は、適正化規則第10条第2項及び第3項の規定する職務を行うこと。

なお、当該調査が監察課が行う調査と競合した場合は、本部長の指揮監督の下、監察課と緊密に連携を図ること。

5 都道府県警察間の連絡

監督対象となる被疑者取調べが、他の都道府県警察で行われる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負うこととなるが、警察法第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について、相互に緊密に連絡すること。

具体的には、甲県警察の事件に係る被疑者取調べが本県警察乙警察署の取調べ室で行われる場合は、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、本県警察乙警察署の取調べ室に置かれる取調べ監督官等が、必要に応じて、取調べ室の視認等を行い、当該視認結果等を甲県警察に通知すること。

なお、被疑者取調べの実施連絡、視認結果の通知等、都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に規定する共助依頼を実施するに当たり、各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に、取調べ監督室にその旨を連絡することにより行うものとする。

第5 取調べ監督実施状況の報告

警察本部長は、適正化規則第11条の規定に基づき、栃木県公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告することとする。